

駐車施設附置義務緩和承認書

平成 年 月 日

(申請者)

住 所
氏 名 様

金 沢 市 長

建築物の駐車施設に関する条例第3条第2項の規定により平成 年 月 日付
で申請のあった件については、次のとおり承認します。

(承認条件)

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、建築物の駐車施設に関する附置義務緩和のための公共交通利用促進協定書における公共交通の利用の促進の取組を継続すること。
3. 公共交通の利用の促進の取組を継続できなくなったときは、緩和前の附置義務台数を、やむを得ない場合を除き敷地内に確保すること。